

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2017年2月1日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

- (1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。
- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
 - 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
- (2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 4) 平成28・29・30年度全省府統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
 - 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省府統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」
(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html) を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。
(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 161086

国名：ベトナム 担当：産業開発・公共政策部

案件名：金融政策・経済分析予測能力向上プロジェクト

1 選定プロセス

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2017年2月1日から2017年2月7日12:00まで

※受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。

※配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2017年2月1日から2017年2月7日23:59まで

※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2017年2月17日12:00まで

※提出場所はJICA本部1F 調達部受付です。

(4) 選定結果通知（予定）：3月上旬

(5) 契約交渉（予定）：3月上旬～3月中旬

2 業務の内容

【業務目的】

ベトナムでは、2015年末までは、金融当局が自由な資本移動を享受しつつも対ドル名目為替レートを安定させようとしてきたため、金融政策の自立性は制約されることとなった。しかし、2016年初より、より柔軟な為替政策（管理変動相場制度）を採用したことにより、金融政策当局であるベトナム国家銀行の政策運営自由度は増している。かかる背景の下、SBVは、為替レートに代えて物価上昇率を名目アンカーとする金融政策レジーム（以下、インフレ目標政策）に移行していく方策を模索している。もっとも、SBVが適切なインフレ目標政策を実行するためには、①インフレ目標の設定（物価上昇率の水準・物価指數の選択等）、②金融政策を行う前提となる経済分析・予測能力（経済モデルの構築を含む）の強化等の諸課題がある。ベトナム政府は、こうした諸課題に取り組むためのSBVの金融政策・経済予測分析能力向上を目的とした技術協力を日本政府に要請した。

【主な業務内容】

SBVにおいて、金融政策運営業務および経済分析・予測業務を適切に遂行する能力を強化すべく、以下の活動を実施する。

- ・金融政策局において、金融政策の手法や分析、他の国との経験・動向、コミュニケーション等に関する知見・経験を共有し、SBVにとって適切な金融政策運営のあり方について議論・提言を行うための支援を行う。
- ・金融予測・統計局において、各種サーベイの設計・実施、国際収支および金融安定性に関する分析・予測等に関する知見・経験を共有するほか、マクロ経済モデルについての技術支援を行い、金融経済の分析・予測能力向上のための支援を行う。
- ・上記支援を補完するため、日本において、本邦研修（日本の中央銀行、大学、金融機関等での講義、視察、セミナー等）をアレンジ・実施する。

3 条件等

(1) 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

金融政策運営、経済分析・予測の実務に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

(2) 参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2017年3月下旬～2020年4月上旬

5 想定人月（予定）

22.40 M/M

以上